

# 第26回 定時株主総会 招集ご通知

## ●日時

2022年9月27日（火曜日）  
午前10時（午前9時30分開場）

## ●場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京コンベンションホール  
(東京スクエアガーデン 5階)

●末尾の会場ご案内図をご参照ください。

## ●目次

第26回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40



### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。多くの株主の皆様が**集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります**。議決権の行使は書面またはインターネット等により行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。また、**株主総会へご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます**。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第26回定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。



私たちエフオングループは、エネルギーの利用と供給の両面から、持続可能な社会の実現に向けて事業を展開しております。

2022年6月期におきましては、ウッドショックの影響による燃料コストの上昇や、卸電力市場の高騰などにより、収益面では厳しい環境となりました。こうした状況の下ではありましたが、当社グループの各発電所は概ね堅調な稼働を達成いたしました。

また、新宮発電所の建設工事につきましては、最後の局面で一部の機器に不具合があり竣工が若干遅れましたが、その後は遅れを取り戻すべく進捗に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社エフオン  
代表取締役社長 島崎 知格

証券コード 9514  
2022年9月6日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号  
株 式 会 社 エ フ オ ン  
代表取締役社長 島 崎 知 格

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、極力、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月26日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

<b>1 日 時</b>	2022年9月27日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場）
<b>2 場 所</b>	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 株主総会の目的である事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第26期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
<b>4 その他議決権の行使に関する事項</b>	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
<b>5 その他本招集ご通知に関する事項</b>	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき当社ホームページ（ <a href="http://www.ef-on.co.jp/">http://www.ef-on.co.jp/</a> ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ef-on.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日の株主総会にて議決権を行使される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その際には、議決権行使書用紙を切り離さないようご注意ください。
3. 会場には株主様のみがご入場できます。新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため控え室のご準備はございませんのでご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 株主様へのお願い

- ・当日は株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・議決権は書面またはインターネットにて、事前にご行使いただけますのでご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスクの着用などの感染防止にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。ご不便をおかけする場合は、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

### 当社の対応について

- ・株主総会会場において、感染予防のための策を講じる場合がございます。
- ・当日は、受付にて体温を確認させていただき、発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様、また、マスクを着用されない株主様のご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.ef-on.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

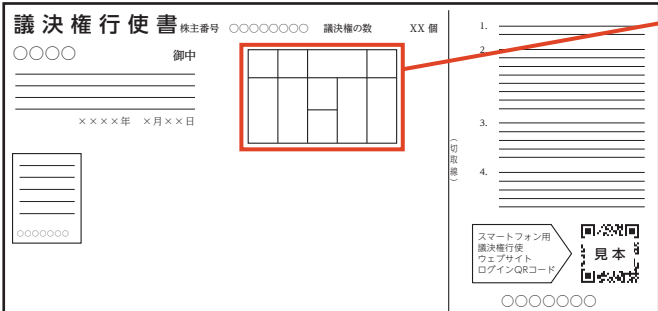
株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p><b>2022年9月27日（火曜日） 午前10時</b></p>	 <p><b>書面（郵送）により議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年9月26日（月曜日） 午後5時到着分まで</b></p>	 <p><b>インターネットにより議決権を行使する方法</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限※</p> <p><b>2022年9月26日（月曜日） 午後5時入力完了分まで</b></p>
---	--	--

※下記の期間は、ウェブサイトのメンテナンス作業のため休止期間となります。  
2022年9月17日（土曜日）午前5時～2022年9月20日（火曜日）午前5時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、3号議案**

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

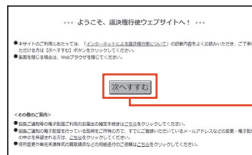
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

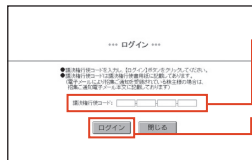
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

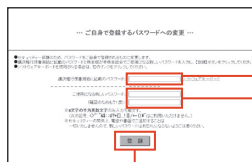
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款
<u>（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>
第13条 当社は、法令の定めるところに従い、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>

変更案
(削 除)

## 現行定款

(新 設)

(新 設)

(新 設)

## 変更案

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	島崎知格 <span>再任</span>	代表取締役社長
2	長澤睦 <span>再任</span>	専務取締役
3	小池久士 <span>再任</span>	常務取締役
4	藤井康太郎 <span>再任</span>	取締役
5	須藤博 <span>再任</span>	取締役
6	松尾康行 <span>新任</span>	—
7	鈴木信一 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
8	皆川則雄 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
9	佐古麻衣子 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役

<参考>取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

※各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

	企業経営	財務・会計・ ファイナンス	コンプライアンス・ リスクマネジメント	長期展望・ 戦略思考	サステナビリティ 経営思考	当社事業 マネジメント	人材 マネジメント
島崎知格	○	○	○	○	○	○	
長澤睦	○		○	○	○	○	○
小池久士	○	○	○	○	○		○
藤井康太郎	○		○	○	○	○	○
須藤博			○	○	○	○	
松尾康行			○	○	○	○	
鈴木信一	○		○	○	○		
皆川則雄	○	○	○	○	○		
佐古麻衣子	○		○	○	○		

候補者  
番号

1

再任

しま ざき とも ただ  
**島崎 知格**  
(1962年8月27日生)

所有する当社の株式数  
24,000 株

## 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年 9 月 三菱証券株式会社 部長代理  
2005年 6 月 当社経営企画部配属  
2006年 9 月 当社取締役  
2008年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

## 【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

2

再任

なが さわ まこと  
**長澤 睦**  
(1969年1月9日生)

所有する当社の株式数  
0 株

## 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4 月 大成設備株式会社入社  
2011年10月 当社技術統括部配属  
2013年 5 月 当社技術総括部長  
2015年 9 月 当社取締役 技術統括部長  
2016年10月 当社取締役 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長  
2019年 9 月 当社執行役員 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長  
2020年 9 月 当社常務取締役 技術統括部長兼環境エネルギー部長  
2021年 9 月 当社専務取締役 技術統括部長兼環境エネルギー部長（現任）

## 【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である発電所の開発業務に豊富な経験・実績を有しており、その職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

3

再任

こ いけ ひさ ひと  
**小池 久士**  
(1961年5月18日生)

所有する当社の株式数  
51,000 株

## 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年 5 月 株式会社共立メンテナンス  
管理本部グループ経営部副部長兼KMG経理センター室長  
2006年10月 当社経理部長  
2009年 9 月 当社取締役 財務経理部長  
2011年 3 月 当社取締役 管理本部長  
2011年 9 月 当社常務取締役 管理本部長  
2013年10月 当社常務取締役 事業部門管掌（現任）

## 【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

4

再任

ふじい こうたろう

藤井 康太郎

(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数  
4,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月 コパル電子株式会社 営業本部南関東マネージャー  
2005年4月 当社電力ビジネス事業部長  
2007年4月 当社E S C O事業部門長  
2007年10月 株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 常務取締役  
2013年9月 同社取締役副社長  
2016年5月 当社技術統括部配属  
株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長  
2016年9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 豊後大野事業所長  
2017年7月 当社取締役 株式会社エフバイオス 日田事業所長  
2019年9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 執行役員  
壬生発電所準備室室長  
2020年1月 当社取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所長  
2020年6月 当社取締役 電力企画部長  
2020年7月 当社取締役 電力事業部長  
2022年6月 当社取締役 電力事業部長兼サステナビリティ推進準備室長  
(現任)

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

5

再任

すとう ひろし

須藤 博

(1974年8月26日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年9月 協和木材株式会社 山林部副部長  
2016年11月 同社東京営業所副所長  
2017年9月 株式会社エフバイオス入社  
2017年10月 同社山林部林業課 課長代理  
2019年10月 同社山林事業部長  
2020年7月 同社執行役員 山林事業部長  
2021年9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 山林事業部長 (現任)

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、山林事業に精通しており、当社の連結子会社である株式会社エフバイオスの執行役員及び山林事業部長として豊富な経験・実績を有していることから、職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

6

新任

まつ お やす ゆき  
**松尾 康行**  
(1975年10月9日生)

所有する当社の株式数  
20 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年 4 月 第一電路工業株式会社  
2006年 6 月 株式会社エフバイオス入社  
2011年10月 同社日田事業所 設備グループ課長  
2016年 4 月 同社豊後大野事業所 設備グループ課長  
2019年 9 月 同社日田事業所長代行  
2020年10月 同社日田事業所長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である発電事業所長として豊富な経験・実績を有しており、その職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

7

再任

社外

独立

すず き しん いち  
**鈴木 信一**  
(1962年2月25日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 4 月 弁護士登録 下照雄法律事務所 入所  
2000年 5 月 鈴木信一法律事務所 代表  
2006年 3 月 幸橋法律事務所代表（現任）  
2008年 3 月 HCアセットマネジメント株式会社 社外監査役（現任）  
2008年 6 月 ばんせい証券株式会社 監査役  
2008年 7 月 ピーシーフェーズ株式会社 監査役  
2010年 9 月 当社社外取締役（現任）  
2022年 5 月 株式会社魚金 社外監査役（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士及び社外監査役としての豊富な知識と経験を備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者  
番号

8

再任

社外

独立

みな がわ のり お  
**皆川 則雄**  
(1949年6月1日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年7月 日商岩井株式会社 東京本社ALM管理室副室長  
2002年10月 株式会社ダイアナ 取締役管理本部長兼財務部長  
2010年1月 フジ日本精糖株式会社 監査室長  
2010年6月 ユニテックフーズ株式会社 監査役  
2013年9月 当社常勤社外監査役  
2018年9月 当社社外取締役(現任)  
2020年2月 医療法人社団玲和会 理事(現任)

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり財務、経理業務に携わられ、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営に関する豊富な知識と経験を有していることや、これまで当社の社外監査役としての経験があり、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者  
番号

9

再任

社外

独立

さこ まいこ  
**佐古 麻衣子**  
(1980年11月21日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録  
2009年1月 霞が関法律会計事務所 入所  
2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー  
2015年3月 桜田通り総合法律事務所 ジュニアパートナー  
2018年9月 当社社外取締役(現任)  
2020年2月 桜田通り総合法律事務所 パートナー(現任)

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。
4. 鈴木信一氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって12年となります。皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
5. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案

### 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役矢田真一氏が任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

や だ しん いち  
**矢 田 真 一**  
(1960年9月7日生)

所有する当社の株式数  
0 株

#### 略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社三菱銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行  
2008年12月 株式会社コナカ 常勤監査役  
2012年12月 学校法人帝京大学 法人本部広報課長  
2016年9月 当社社外取締役  
2017年10月 学校法人帝京大学 法人本部人事課長  
2018年9月 当社常勤監査役（現任）

#### 【選任理由】

同氏を監査役候補者とした理由は、当社の社外取締役としての経験及び、これまでの社外監査役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しておられることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大が急激に進行し、度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の主要都市への発出、延長を繰り返す事態となりました。夏季に開催された東京オリンピックは無観客を前提とされ、また、2月に開催された北京冬季オリンピックにおいても感染拡大防止の観点から経済的効果は限定的となったほか、ロシアによるウクライナ侵攻が世界のエネルギー危機を誘発し原油や天然ガスが高騰する事態となりました。

当業界においては、石油や天然ガスの高騰が続き日本卸電力取引所の取引単価も高値で推移し、市場電力を活用する電力小売事業者の多くは事業撤退を余儀なくされることとなりました。また、電力小売事業者の事業撤退等により需要家への電力供給において通常の供給契約が締結できない状況が発生し、電力供給契約そのものを市場連動とする動きが加速される事態となりました。

このような状況のもと、当社の電力小売事業ではグループ発電所の発電する電力をトレーサビリティ付きの非化石証書と合わせグリーン電力として顧客へ販売する取り組みを推進しておりますが、市場価格の高止まりから積極的な契約拡大については見合わせする状況が継続しています。

また、当社グループの発電事業においては、第1四半期、第2四半期に一部発電所においてトラブルによる送電量低下や計画外停止が発生したものの、エフオン新宮発電所の試運転による送電電力量が寄与しグループ全体の年間送電量は対前年を上回る実績となりました。一方、木材市場の価格高騰に伴い原木での調達条件の悪化や、未利用木材チップ価格の上昇等により燃料費が増加しております。また、軽油等の木質燃料の輸送に伴う物流費、外注費用の増加や新宮発電所稼働準備に係る人員増加に伴う人件費、旅費、採用教育費が大幅に増加し収益を圧迫する要因となりました。

当社グループの山林事業では施業地の拡充により一定程度の外部収入を確保しておりますが、山林事業を単独の収益事業として捉えることなく、森を守り、わが国の豊かな森林資源を経済市場へと取り出すプラットフォームとして育成してまいります。また、製材に不適な資源はグループ発電所への原木供給を推進し木質チップ燃料の安定確保を実践してまいります。建築資材としての木材の活用を主要目途とする一方、木質バイオマス発電に必要な木質燃料の活用を山林事業と合わせ将来にわたって循環させることで真の再生可能エネルギーの供給を通じた社会への貢献が可能と考えております。



新設発電所であるエフオン新宮発電所は、発電設備の最大出力試運転の過程で一部トラブルが発生したため商業運転移行に相当程度の遅延が生じました。6月末までに復旧工事は完了し竣工に向けて作業を鋭意進めております。

当連結会計年度において、(株)エフオン壬生が栃木県エネルギー産業立地促進補助金を受領し特別利益に計上いたしました。また、(株)エフオンの本店所在地の移転に伴う固定資産の除却費用や移転費用等を特別損失に計上しております。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高13,258百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益1,299百万円（前年同期比49.7%減）、経常利益1,174百万円（前年同期比51.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は893百万円（前年同期比46.6%減）となりました。

#### （省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度において、前連結会計年度中に終了したプロジェクトにより既存プロジェクトに係る売上高は大幅に減少し、更新継続となったプロジェクトの業績は堅調に推移しているものの、セグメント全体の業績は大幅に減収となりました。また、一部のオンサイト発電事業の設備の定期メンテナンスを実施したことで前年同期の比較においては収益を圧迫する結果となりました。セグメント間の内部売上高は、グループ内発電所建設に係るものであり工事進捗は最終段階になったことから前年同期と比較して大幅に減少しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では2,689百万円（前年同期比66.3%減）、営業利益15百万円（前年同期比70.7%減）となりました。

#### （グリーンエナジー事業）

当連結会計年度におけるグリーンエナジー事業は、エフオン日田発電所において第1四半期にボイラー内珪砂循環装置の循環不良、第2四半期に炉内蒸気管のトラブルが発生し年間を通じた送電量が大幅に減少いたしました。また、第3四半期にエフオン白河発電所において福島県沖を震源とする地震の影響で緊急停止が発生し所内各設備の点検のため約8時間の計画外停止を実施したほか、第4四半期に実施したエフオン豊後大野の定期点検では将来の故障予防保全処置として整備箇所を拡充した結果、2日程度の計画停止延長を行いました。また、エフオン新宮発電所では、2月の試運転期間中に一部トラブルが発生し損傷を受けた部分の復旧工事を行いました。送電量の年間全体ではこの試運転の送電量を加え前連結会計年度を上回る実績となりました。一方、木材市場の高騰は事業年初より継続しており原木の流通状況の悪化は全国的な広がりを見せ、当社グループの燃料調達に関して収益を圧迫する状況で推移いたしました。また、軽油やガソリンの価格上昇が物流コストを押し上げ、山林事業の外部委託費等のほか発電所運営に関連する費用の増加につながったことや、新宮発電所稼

働準備に係る人員増加に伴う人件費、旅費、採用教育費が大幅に増加したこと、山林事業の施業に係る大型設備の減価償却費が負担となり、本事業セグメントの売上高は増加したものの、利益は大幅に減少いたしました

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で12,950百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益1,716百万円（前年同期比35.7%減）となりました。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。

（単位：百万円）

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	234	15
グリーンエネルギー事業	12,615	1,716
その他事業	407	△186
全社（共通）	－	△245
合計	13,258	1,299

## （2）設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は934百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

グリーンエネルギー事業	㈱エフバイオス	木質チップ製造設備
-------------	---------	-----------

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

グリーンエネルギー事業	㈱エフオン新宮	木質バイオマス発電所設備
-------------	---------	--------------

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

省エネルギー支援サービス事業	㈱エフオン	オンサイト自家発電設備の売却
----------------	-------	----------------

### (3) 対処すべき課題

当社グループの主力事業であるグリーンエネルギー事業では、新設発電所を合わせ5基となる木質バイオマス発電所の安定稼働に努めるとともに、事業収益の向上を目指し高稼働率の維持、スケールメリットを活かした保全の実施を継続してまいります。また、山林事業では、新たな施業地の獲得や人員の確保、教育に注力するとともに、各発電所に付帯するチップ加工センターの生産量の向上のほか、発電所の運営に連携して原木貯蔵時の含有水分量の低減に挑戦してまいります。このため、これらを担う専門的な人員の確保、教育、リモートでの業務の実践を継続することが重要な経営課題であると考えております。

エフオン新宮発電所を早期に稼働させ、同発電所の安定稼働に必要な事業環境の整備について重要な課題と認識しております。

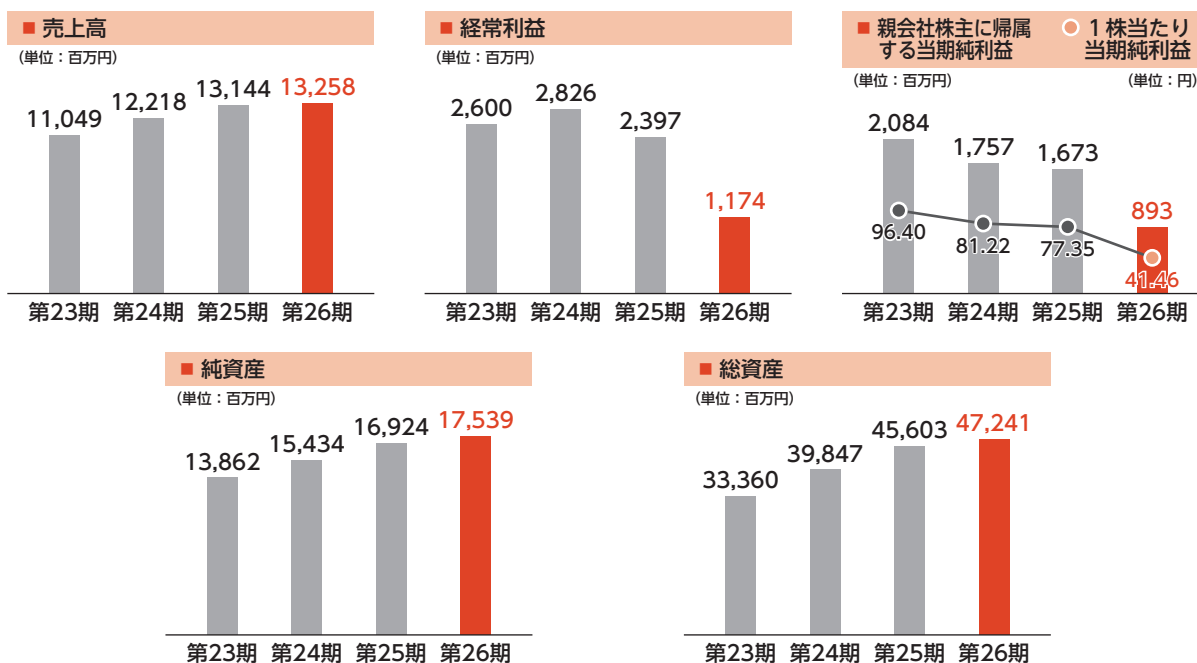
また、新型コロナウイルスの感染拡大が繰返し発生する状況のもと、当社グループにおいては発電所運営に支障のないよう人の移動制限や本社機能について在宅勤務等の施策を引続き実施しております。各施設での感染防止策はもとより、罹患者が発生した場合に備え各発電所を相互に扶助する緊急対応策を策定しております。感染症リスクに対応する体制の維持は、最も重要な課題であると認識しております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	第23期 (2019年6月期)	第24期 (2020年6月期)	第25期 (2021年6月期)	第26期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売 上	高	11,049	12,218	13,144	13,258
経 常	利 益	2,600	2,826	2,397	1,174
親会社株主に帰属する当期純利益		2,084	1,757	1,673	893
1株当たり当期純利益		96円40銭	81円22銭	77円35銭	41円46銭
純 資 産		13,862	15,434	16,924	17,539
総 資 産		33,360	39,847	45,603	47,241

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフオン日田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン白河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン豊後大野	450百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン壬生	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン新宮	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフバイオス	10百万円	100.00%	バイオマス燃料販売、 発電所運営受託事業
ソレイユ日田株式会社	10百万円	100.00%	太陽光発電所運営管理事業

## (6) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

### ①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

## ②グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I Tの設備認定を受けたエフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生の木質バイオマス発電所が稼働しております。また、新設の木質バイオマス発電所として、現在、和歌山県新宮市にて建設を推進しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエネルギー事業の中核を担っております。

### （注）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（b i o）の量的（m a s s）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破碎した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

## （7）主要な営業所及び工場（2022年6月30日現在）

当 社	本 社：東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
子 会 社	(株)エフオン日田：大分県日田市
	(株)エフオン白河：福島県白河市
	(株)エフオン豊後大野：大分県豊後大野市
	(株)エフオン壬生：栃木県下都賀郡
	(株)エフオン新宮：東京都千代田区
	(株)エフバイオス：東京都千代田区
	ソレイユ日田(株)：大分県日田市

**(8) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)**

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	3名	－
グリーンエネルギー事業	240名	19名増
その他事業	4名	3名減
全社（共通）	14名	3名減
合計	261名	13名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。  
2. グリーンエネルギー事業の使用人数増加は、主に発電所勤務者の人員増強であります。

**(9) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)**

借入先	借入金残高（単位：百万円）
株式会社三井住友銀行	6,402
株式会社日本政策金融公庫	5,976
株式会社三菱UFJ銀行	5,057
株式会社みずほ銀行	3,043
株式会社横浜銀行	2,673

**(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（2022年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数： 69,840,000株
- ② 発行済株式の総数： 21,635,819株
- ③ 株主数： 9,407
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本テクノ株式会社	7,049,280株	32.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,381,000株	11.00%
光通信株式会社	1,613,700株	7.46%
株式会社エスアイエル	440,300株	2.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	415,600株	1.92%
RBC ISB LUX NON RES / DOM RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG	289,100株	1.34%
株式会社UH Partners 2	264,200株	1.22%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	252,100株	1.17%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	240,000株	1.11%
松井証券株式会社	216,400株	1.00%

（注）当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する415,600株には「株式給付信託」の信託財産として保有する当社株式が148,500株含まれております。



### 3 会社役員 の 状況

#### (1) 会社役員 の 状況

取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	島 崎 知 格	
専務取締役	長 澤 睦	技術統括部長兼環境エネルギー部長
常務取締役	小 池 久 士	管理部門管掌
取締役	藤 井 康 太 朗	電力事業部長兼サステナビリティ推進準備室長
取締役	佐 藤 祐 二	株式会社エフバイオス 執行役員 新宮発電所準備室長
取締役	須 藤 博	株式会社エフバイオス 執行役員 山林事業部長
取締役	鈴 木 信 一	幸橋法律事務所代表
取締役	皆 川 則 雄	
取締役	佐 古 麻 衣 子	
常勤監査役	矢 田 真 一	
監査役	清 水 敏 生	
監査役	望 月 英 仁	望月公認会計士事務所所長、望月税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏及び取締役佐古麻衣子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水敏生氏及び監査役望月英仁氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役矢田真一氏は、これまでの社外取締役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しております。  
監査役清水敏生氏は、経営管理分野での幅広い知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。  
監査役望月英仁氏は、公認会計士・税理士として企業経営に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
4. 当社は取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏、取締役佐古麻衣子氏、監査役清水敏生氏及び監査役望月英仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社及び当社子会社の社外取締役並びに監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある障害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で取締役会に委任された代表取締役社長が各個別面談の上、経済情勢、当社の業績、各々の経営能力、貢献度、支給実績等を総合的に考慮して当社役員に求められる役割と職責に相応しい報酬額を決定し、取締役会において審議・承認する。取締役会は報酬額の妥当性、公平性、透明性を重視して吟味、審査を行い報酬額の決定に関する監督を実施する。報酬等を与える時期又は条件については、取締役会で決議するものとする。

また、取締役の報酬等は月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用しない。

なお、当社の監査役の個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で監査役会において決定する。

### ② 非金銭報酬等に関する方針等

当社は、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを

目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託」を導入することを決議しました。

・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。

・具体的には1事業年度あたり80,000ポイント（80,000株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 ( 百 万 円 )	
			基本報酬	非金融報酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3)	169 (7)	143 (7)	26 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	18 (5)	18 (5)	-
合 計 (うち社外役員)	13名 (5)	188 (12)	162 (12)	26 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 非金融報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は、「(4) 取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分は40百万円以内）と決議されております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

### ④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ⑤ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役鈴木信一氏は、幸橋法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と幸橋法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役望月英仁氏は、望月公認会計士事務所、望月税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と望月公認会計士事務所、望月税理士事務所との間に取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	活動状況
取締役	鈴木 信一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、弁護士としての専門的な見地及び他社監査役経験から、リスクマネジメントやグループガバナンスの強化について発言を行い、取締役会の実務性向上に貢献しています。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
取締役	皆川 則雄	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、当社監査役及び他社取締役経験、並びに財務・経理分野の高い見識から、新規事業について助言・提言を行い、事業の適正性向上に貢献しています。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しています。
取締役	佐古 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、弁護士としての専門的知識・幅広い見識から、コンプライアンス体制の整備等について提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
監査役	清水 敏生	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回に全て出席し、企業経営者としての豊かな経験と深い見識に基づいて幅広い見地から監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要なに応じて発言を行っております。
監査役	望月 英仁	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回に全て出席し、公認会計士としての専門的見地からはもとより、深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要なに応じて発言を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。  
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制

### 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

#### I. 内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

## Ⅱ. 内部統制システムの整備に関する基本方針

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。
- ② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。
- ③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- ④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

(ii) 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
- ② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
- ③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
- ④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

(iii) 損失の危険を管理する規程その他の体制

- ① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

- (iv) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
  - ② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的に開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
  - ③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。
- (v) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。
  - ② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
  - ③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
  - ④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- (vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
  - ② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
  - ③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (vii) 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。



- ② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
  - ③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
  - ④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- (viii) 監査役の仕事の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその仕事の実行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (ix) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、定期的で開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
  - ② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
  - ③ 監査役は、その仕事の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。
- (x) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
  - ② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において3回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

## **(2) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## **(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>I.流動資産</b>	<b>8,031</b>	<b>I.流動負債</b>	<b>5,368</b>
現金及び預金	4,534	支払手形及び買掛金	1,543
売掛金	1,304	一年内返済予定長期借入金	2,343
貯蔵品	1,244	未払金	680
未収消費税	89	一年内支払予定長期未払金	0
繰延消費税	657	リース債務	24
その他	200	未払法人税等	109
<b>II.固定資産</b>	<b>39,210</b>	賞与引当金	44
<b>1.有形固定資産</b>	<b>38,607</b>	メンテナンス費用引当金	418
建物及び構築物	7,266	その他	204
機械装置及び運搬具	14,056	<b>II. 固定負債</b>	<b>24,334</b>
工具、器具及び備品	80	長期借入金	24,099
土地	3,334	リース債務	7
リース資産	23	株式給付引当金	29
立木	846	繰延税金負債	197
建設仮勘定	12,999	<b>負債合計</b>	<b>29,702</b>
<b>2.無形固定資産</b>	<b>317</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
電気供給施設利用権	305	<b>I. 株主資本</b>	<b>17,539</b>
その他	12	資本金	2,292
<b>3.投資その他の資産</b>	<b>284</b>	資本剰余金	1,292
繰延税金資産	69	利益剰余金	14,058
その他	215	自己株式	△104
		<b>純資産合計</b>	<b>17,539</b>
<b>資産合計</b>	<b>47,241</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>47,241</b>

## 連結損益計算書 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,258
売上原価		10,920
売上総利益		2,337
販売費及び一般管理費		1,038
営業利益		1,299
営業外収益		
受取利息	0	
作業くず売却益	4	
補助金収入	44	
助成金収入	6	
固定資産売却益	1	
その他	6	63
営業外費用		
支払利息	168	
支払手数料	6	
固定資産除却損	0	
その他	14	188
経常利益		1,174
特別利益		
補助金収入	228	228
特別損失		
本社移転費用	65	
その他	0	66
税金等調整前当期純利益		1,336
法人税、住民税及び事業税	334	
法人税等調整額	109	443
当期純利益		893
親会社株主に帰属する当期純利益		893

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	2,292	1,292	13,339	—	16,924	16,924
当期変動額						
剰余金の配当			△173		△173	△173
親会社株主に帰属する 当期純利益			893		893	893
自己株式の取得				△105	△105	△105
自己株式の消却			△0	0	—	—
株主資本以外の項目の 連結 会計年度中の変動額 (純額)					—	—
当期変動額合計	—	—	719	△104	614	614
当期末残高	2,292	1,292	14,058	△104	17,539	17,539

## 計算書類

### 貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>I. 流動資産</b>	<b>17,206</b>	<b>I. 流動負債</b>	<b>11,577</b>
現金及び預金	1,661	買掛金	740
売掛金	13,212	一年内返済予定長期借入金	446
前払費用	37	未払金	318
関係会社短期貸付金	1,260	一年内支払予定長期未払金	0
未収入金	397	リース債務	24
繰延消費税	596	前受金	9,950
その他	41	未払費用	51
<b>II. 固定資産</b>	<b>6,332</b>	未払法人税等	19
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>192</b>	預り金	5
建物	78	賞与引当金	15
機械及び装置	12	メンテナンス費用引当金	0
工具、器具及び備品	21	その他	2
リース資産	23	<b>II. 固定負債</b>	<b>1,491</b>
車両運搬具	0	長期借入金	458
土地	56	関係会社長期借入金	1,000
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>11</b>	リース債務	7
ソフトウェア	9	株式給付引当金	26
その他	2	<b>負債合計</b>	<b>13,068</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>6,127</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	2,161	<b>I. 株主資本</b>	<b>10,470</b>
関係会社長期貸付金	3,730	<b>1. 資本金</b>	<b>2,292</b>
繰延税金資産	32	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>1,292</b>
その他	204	資本準備金	1,292
		<b>3. 利益剰余金</b>	<b>6,990</b>
		その他利益剰余金	6,990
		繰越利益剰余金	6,990
		<b>4. 自己株式</b>	<b>△104</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,470</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,539</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>23,539</b>

## 損益計算書 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,426
売上原価		3,175
売上総利益		251
販売費及び一般管理費		492
営業利益		△240
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	798	
その他	1	812
営業外費用		
支払利息	19	
その他	4	23
経常利益		547
特別損失		
本社移転費用	65	65
税引前当期純利益		482
法人税、住民税及び事業税	△84	
法人税等調整額	23	△60
当期純利益		543

# 株主資本等変動計算書 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
<b>当期首残高</b>	2,292	1,292	6,620	—	10,206	10,206
<b>当期変動額</b>						
剰余金の配当			△173		△173	△173
当期純利益			543		543	543
自己株式の取得				△105	△105	△105
自己株式の消却			△0	0	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					—	—
<b>当期変動額合計</b>	—	—	369	△104	264	264
<b>当期末残高</b>	2,292	1,292	6,990	△104	10,470	10,470



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社エフオン  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員 公認会計士 桐 山 武 志  
業務執行社員指定社員 公認会計士 後 藤 秀 洋  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフオンの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社エフオン  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員 公認会計士 桐 山 武 志  
業務執行社員指定社員 公認会計士 後 藤 秀 洋  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフオンの2021年7月1日から2022年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果を以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の本店や発電所の業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月15日

株式会社エフオン 監査役会

常 勤 監 査 役 矢 田 真 一 ㊟  
社 外 監 査 役 清 水 敏 生 ㊟  
社 外 監 査 役 望 月 英 仁 ㊟

以 上



メ モ

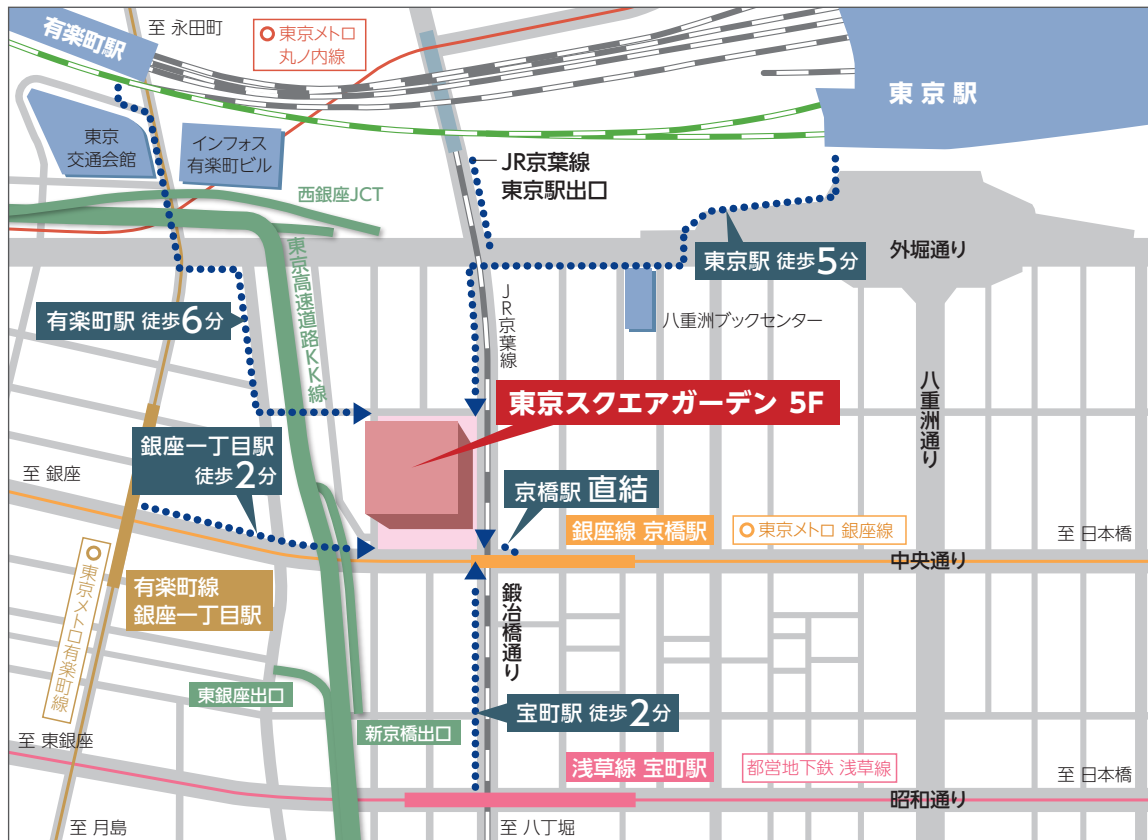
Lined writing area with horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京コンベンションホール  
(東京スクエアガーデン 5階)

**TEL** 03-5542-1995

- ▶ 「東京駅」 徒歩 5分
- ▶ 「銀座一丁目駅」 徒歩 2分
- ▶ 「京橋駅」 直結
- ▶ 「有楽町駅」 徒歩 6分
- ▶ 「宝町駅」 徒歩 2分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。